

岐阜県公報

号外(二) 平成二十八年九月三十日

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) 一^{ページ}

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則 (同) 二

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会) 二

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 二

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (同) 三

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (同) 三

訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) 三

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十一号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百五号)の一部を次のように改正する。

別表第三県事務所長の部に次のように加える。

五十八 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	1 法第三十六条の二の規定による婦人相談所長からの母子保護の実施に係る報告又は通知を受けること。
---	--

別表第三岐阜地域福祉事務所長の部に次のように加える。

二十一 売春防止法(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	1 法第三十六条の二の規定による婦人相談所長からの母子保護の実施に係る報告又は通知を受けること。
-----------------------------------	--

別表第三子ども相談センター所長の部二の項第四号中「調査」の下に「又は質問」を加え、同項第十号中「第九条の三五項の」の下に「規定により」を加え、同項に次の二号を加える。

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日当たる) (ときは翌日)

平成二十八年九月三十日

14 法第十三条第二項の規定により保護者に対し必要な助言を行うこと。
15 法第十三条の二の規定により安全確認等を行うこと。

別表第三土木事務所長の部四の項第十五号中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。ただし、別表第三土木事務所長の部四の項第十五号の改正規定は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十二号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の表商工労働部の部中次長（総合就労促進担当）の項中「総合就労促進担当」を「障がい者就労促進担当」に改め、「を含む若者、女性及び高齢者の就労支援」を削る。

第二十六条第一項の表人事課の部人材活用対策監の項の前に次のように加える。

人事管理対策監	一人	上司の命を受け、人事及びサービスの管理その他特に命ぜられた事務を処理する。
---------	----	---------------------------------------

第二十六条第一項の表子ども家庭課の部の次に次のように加える。

労働雇用課	就労支援企画監	一人	上司の命を受け、就労支援その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------	---------	----	--------------------------------

附 則

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三十四号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁課長の欄中「公会計整備調整監」を「公会計整備調整監 人事管理対策監」に、「児童虐待対策監」を「児童虐待対策監 就労支援企画監」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三十五号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十一年

岐阜県人事委員会規則第六号(の一部を次のように改正する。
別表第一の三知事の部本庁の項中「公会計整備調整監」の下に「人事管理対策監」を、「児童虐待対策監」の下に「就労支援企画監」を加える。

附 則
この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三十六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「公会計整備調整監」の下に「人事管理対策監」を、「児童虐待対策監」の下に「就労支援企画監」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三十七号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則(昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号)

の一部を次のように改正する。

別表第一イの表知事の部本庁の項六級の欄中「公会計整備調整監」を「公会計整備調整監、人事管理対策監」に、「児童虐待対策監」を「児童虐待対策監、就労支援企画監」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十九号

庁中一般

各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程(昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二県事務所の表三十七の四の項の次に次のように加える。

県事務所

<p>五十七の五 売春防止法 (昭和三十一年法律第一一八号)の 施行事務</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>
--	---------------------

別表第二岐阜地域福祉事務所の表に次のように加える。

岐阜地域福祉事務所

<p>二十三 売春 防止法の施</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>
-------------------------	---------------------

